

名古屋市立第二斎場
指定管理者募集要項

平成 30 年 5 月

名古屋市健康福祉局

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 対象施設 | 1 |
| 2 指定管理者が行う業務の範囲 | 1 |
| 3 指定管理者の指定の予定期間 | 2 |
| 4 選定に参加する者に必要な資格 | 2 |
| 5 管理の基準 | 3 |
| 6 管理運営業務に従事する者に必要な知識および技能並びに配置の基準 | 4 |
| 7 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲 | 5 |
| 8 指定管理料 | 6 |
| 9 自動販売機の設置、喫茶売店の運営 | 7 |
| 10 募集及び選定の方式 | 7 |
| 11 選定のスケジュール(予定) | 7 |
| 12 申請書類の提出 | 7 |
| 13 説明会 | 8 |
| 14 質問の受付と回答等 | 8 |
| 15 指定管理者の選定に係る部会の設置 | 8 |
| 16 部会の構成 | 8 |
| 17 選定の基準 | 9 |
| 18 指定の手続き | 9 |
| 19 選定結果の公表 | 9 |
| 20 協定に関する事項 | 10 |
| 21 指定の取り消し等 | 10 |
| 22 団体における変更等への対応 | 11 |
| 23 暴力団の施設利用における措置 | 11 |
| 24 申請にあたっての留意事項 | 12 |
| 25 市による評価の実施、公表 | 12 |
| 26 市監査委員等による監査 | 12 |
| 27 次期指定管理者への業務の引継ぎ | 12 |
| 28 その他 | 13 |
| 29 問合せ先 | 13 |

[注] 平成 31 年 5 月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため平成 31 年度以降も「平成」を使用しています。

名古屋市（以下「市」といいます。）は、高齢化の進展による火葬需要の増加等に対応するため、市内において2箇所目となる「名古屋市立第二斎場（以下「第二斎場」という。）」を港区に整備し、平成27年7月13日より供用を開始しました。

平成31年4月1日から指定期間の更新を行うにあたり、名古屋市立霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号。以下「条例」という）第23条の規定により、指定管理者を次のとおり募集します。（指定管理者とは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）

1 対象施設

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 名古屋市立第二斎場 |
| 所 在 地 | 名古屋市港区東茶屋三丁目123番地 |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 敷地面積 50,964.69 m ² 、 延床面積 14,993.30 m ² 、建築面積 10,483.82 m ² |
| 施設概要 | 火葬炉30基、排ガス処理設備30基、告別収骨室（30室各45 m ² ）、 待合室（30室各50 m ² ）、待合ホール（2箇所各60 m ² ）、 喫茶・売店（110 m ² ）（内30 m ² は厨房等）、緑地面積（26,000 m ² ）、 駐車場180台（内30台はバス用）（※面積は概算） |
| 開業年月日 | 平成27年7月13日 |

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の供用等

- ア 火葬の予約管理や火葬の準備等
- イ 火葬の実施、公害防止保証値の遵守、各諸室の管理
- ウ 火葬炉設備、火葬予約案内システムの管理、運営等
- エ 喫茶売店業務等

(2) 使用料等の徴収、各種証明書の発行事務

(3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕、模様替を除きます。）

- ア 施設、植栽等の保守管理、清掃等
- イ 施設の修繕

(4) 事業計画書及び収支予算書の提出

(5) 事業報告書及び収支決算書の提出

(6) 管理運営状況の自己点検、調査等の実施

(7) 災害・事故発生時など、緊急時の対応

- (8) 指定期間終了にあたっての引継業務
- (9) その他必要な管理運営業務

3 指定管理者の指定の予定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となる全ての団体が要件を満たすことが必要。ただし、コに掲げる要件については、構成団体となる団体のうち、少なくとも 1 の団体が要件を満たすことが必要）

ア 破産者で復権を得ない者でないこと

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者でないこと

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと

エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと

オ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと

カ 市町村民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

キ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと

ク 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと

ケ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと

※ なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消をします。

コ 斎場（火葬場）を指定管理者もしくはその構成員として管理運営した実績のあること

(2) 応募者の形態

応募者の形態は株式会社（単独企業、特別目的会社（以下「SPC」という。）等）若しくは NPO 法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社や NPO 法人等により構成されている共同事業体を含む。）等であることが必要です。

また、SPC 設立予定として応募される場合、選定結果の公表までに設立することの実現性を証明する資料を応募時に必ず提出してください。

グループにより申請する場合は、必ず共同事業体の形態をとり、代表企業・団体を定めたいうで、申請書類【様式 2-3】を提出することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) グループによる申請の注意点

ア グループにより申請する場合は、代表者を定めてください（他の団体は、当該グループの構成員とします。）。

イ グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で申請することはできません。

ウ グループの構成員全てについて、上記(1)アからケまでの要件を満たす必要があります。

エ 代表者及びグループの構成員の変更は、原則として認めません。

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び第二斎場の設置目的に沿った管理運営

条例等関係法令を遵守し、第二斎場の設置目的に沿った管理運営を行ってください。特に、会葬者や葬儀業者等から、一切の金品を受領することは固く禁じます。これに反した場合、指定管理期間中であっても指定を取り消すことがあります。

(2) 開場時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

ただし、火葬炉の運転準備、火葬後の清掃、翌日の準備等開場時間外に行わなければならない業務があります。

(3) 休場日

1 月 1 日及び市長が特別に定める日。市長が特別に定める日は別途市との協議により取り決めますが、概ね年間 30 日です。

(4) 情報の保護及び管理

指定管理者は、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号）第 12 条に基づき、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じてください。

(5) 個人情報の保護及び管理

指定管理者は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号）第 64 条第 2 項に基づき、第二斎場を管理運営するにあたって取り扱われる個人情報の保護のために必要な措置を講じてください。

(6) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）第 37 条の 2 第 1 項に基づき、第二斎場の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めてください。

(7) 第三者への業務委託（以下「再委託」といいます。）

指定管理者は、管理運営業務の全部又は主たる部分を一括して再委託することはできません。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができます。

なお、上記により再委託する場合は、再委託先について適切な監督指導を行ってください。また、再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担してください。

(8) 備品に関する事項

備品の定義は名古屋市会計規則（昭和 39 年名古屋市規則第 5 号。以下「会計規則」という。）第 132 条によります。

ア 初度備品については、本市と指定管理者が協議のうえ、開業前に本市が配置する予定です。

イ 指定管理期間中においては、施設の管理運営上必要な 200 千円（税抜）以下の備品は、指定管理料で購入していただきます。

なお、指定管理者が指定管理期間中に指定管理料で購入した備品は、すべて市の所有に帰属します。

また、市が必要と認める 200 千円（税抜）を超える備品は、市で購入します。

ウ 本施設に配置される市所有の備品については、無償で指定管理者に貸し付けられ、使用できます。また、同備品は、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定管理期間満了時に返還していただきます。

(9) 津波避難ビルの指定

第二斎場は名古屋市地域防災計画に基づく本市津波避難ビルに指定されているため留意してください。

6 管理運営業務に従事する者に必要な知識および技能並びに配置の基準

(1) 職員には施設の運営に必要な施設管理業務や経理業務等の能力を有し、かつ施設の管理運営が適正に行える者を配置してください。

なお、施設の受付、火葬業務、会葬者の誘導、施設の管理、事務手続き、市との連絡調整等の業務を円滑に行うことができる人員体制としてください。事務室（受付を除く。）には常時 1 名以上を配置してください。

(2) 職員のうち所長（管理者）として管理運営業務者を 1 名置いてください。所長は以下の全てに適合する人格、識見、管理・指導力に優れた者とし、常勤のいわゆる正社員又は構成員（期間の定めのない労働契約を締結する労働者であり、パートタイムや契約社員、嘱託・派遣社員は含まない。以下「正社員等」という。）とし

ます。また、所長は墓地、埋葬等に関する法律第 12 条に基づく本籍、住所、氏名の届出が必要です。

ア 所長は職員に対し管理監督を行うため、管理職の経験を有すること。

イ 所長は施設の運営・維持管理者となるため、墓地、埋葬等に関する法律および火葬場施設の設置、維持管理上関係する法律（例えば公害関連諸法や建築基準法等）の知識を有すること。

ウ 火葬場施設の維持管理を中心とする知識技術を有すること。

(3) 電気・機械等設備の運転・管理・保守は、知識及び豊富な経験・技能を有する者が実施して下さい。

(4) 77,000ボルトで受電する自家用電気工作物施設があるため、第一種もしくは第二種電気主任技術者を関係法令に従い適切に選任し、常駐させてください。

ア 電気主任技術者は、第二斎場の業務を専任してください。他の施設の主任技術者を兼ねることは認めません。

イ 電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たしてください。

ウ 保安規程を定める等関係法令に従い適切に管理してください。

(5) 甲種防火管理者及び危険物取扱者乙種第 4 類の資格を有する職員を配置してください。

(6) エネルギー管理員を選任するため、エネルギー管理士またはエネルギー管理講習修了者の資格を有する職員を配置してください。なお、他の施設のエネルギー管理員を兼ねることは認めません。

(7) 現金出納を行う職員は、正社員等とします。

(8) 会葬者の出迎え・誘導を行う炉前業務や、炉の運転等を行う炉裏業務を行うとともに、炉前職員、炉裏職員の管理指導、助言等の職務を担う業務主任を 1 名置いてください。業務主任は正社員等とします。

7 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理運営業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

以下ア及びイに示すもの以外の費用を指定管理料の中から分担していただきます。

ア 次に掲げる経費については、市が直接執行します。

(ア) 電気料金及びガス料金

(イ) 原形を変えずる修繕、模様替又は 1 件 2,500 千円（税込）を超える修繕

(ウ) 1 件 200 千円（税抜）を超える備品購入

(エ) 火葬炉設備の定期保守管理委託費（定期的・専門的に行う保守管理業務のこと。これとは別に行う「日常点検管理」は指定管理料から指定管理者が実施します。）

(オ) 火葬予約案内システムに係る保守・リース費用

(カ) その他協議により定める事項

イ 次に掲げる経費については、指定管理料とは別に定める費用の範囲内で指定管

理者が執行することとします。

(ア) 排ガス処理用薬剤費（排出ガスを処理するために必要な薬剤購入費）

(イ) 1 件 2,500 千円（税込）以下の修繕

(2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたと認められる場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとしてします。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとしてします。

(3) 協議を行う事項

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について協議します。

なお、責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方は別紙 1 のとおりです。

(4) 保険への加入

指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で損害賠償責任保険等に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

8 指定管理料

(1) 管理運営業務に必要な経費

指定管理者が管理業務に必要な金額の提案を求めます。指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めます。指定管理料の額は、支出見込額（管理運営業務に要する経費）とし、原則として指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、増額は認められないものとします。

※ 指定管理料の積算の見積りに当たっては、消費税及び地方消費税は平成 31 年 9 月までは 8% の税率で、平成 31 年 10 月以降は 10% の税率で算定してください。

(2) 利用料金

第二斎場は地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用していません。施設使用等にかかる料金は市の収入になります。使用料の徴収事務に関しては、地方自治法施行令第 158 条第 1 項第 1 号に基づき、これを指定管理者に委託します。

(3) 指定管理料の精算

指定管理料は、基本的に精算しません。

ただし、修繕費については工事完了後、排ガス処理用薬剤費については薬剤購入後、実績報告書に基づき指定管理料とは別に精算しますので、収支計画には含めないでください。

なお、修繕費で精算できるものは、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 15 条第 2 項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「15 工事請負費」で支出するものに相当するものとします。

(4) 管理口座

管理運営業務にかかる経費等については、団体自身の口座とは別の専用口座で管理してください。

9 自動販売機の設置、喫茶売店の運営

指定管理者が利用者の利便性の向上を図るため、自動販売機の設置及び喫茶・売店の運営をしていただきます。このため、市と協議の上、市有地及び建物の一部貸付契約を締結する必要があります。

10 募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、提案型公募（プロポーザル方式）により行います。

11 選定のスケジュール(予定)

| | | | |
|---|-----------------------|-------|----------------|
| 1 | 募集の周知及び募集要項の配布 | 平成30年 | 5月18日 |
| 2 | 公募説明会 | | 5月28日 |
| 3 | 質問の受付 | | 5月28日から5月31日まで |
| 4 | 質問の回答 | | 6月8日まで |
| 5 | 申請書類の受付 | | 5月18日から7月 6日まで |
| 6 | 選定委員会の開催 | | 8月上旬 |
| 7 | 選定結果の通知及び指定管理者の候補者の公表 | | 8月中旬 |
| 8 | 指定管理者の指定 | | 10月中旬 |
| 9 | 協定締結 | 平成31年 | 4月 1日 |

12 申請書類の提出

(1) 受付方法

事前に電話連絡の上、「29 問合せ先」まで持参してください。

(2) 受付期間

平成 30 年 5 月 18 日（金）から平成 30 年 7 月 6 日（金）まで
ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除きます。）

(4) 申請書類

別紙 2「申請書類一覧」のとおり

A 4 版縦長、横書きとし、正本 1 部、コピー10 部を提出してください。

13 説明会

(1) 公募説明会

- ア 日時 平成 30 年 5 月 28 日 (月) 午後 2 時 30 分から
イ 場所 名古屋市南陽交流プラザ 大会議室
名古屋市港区東茶屋三丁目 123 番地 (第二斎場東側に隣接)
ウ 内容 募集要項等に関する説明 (質問は受け付けません。)、及び
現地視察

(2) 参加申込み

公募説明会に出席される団体は、参加申込書(別紙 3)に必要事項を記入のうえ、平成 30 年 5 月 25 日 (金) 午後 2 時まで電子メールにより、「29 問合せ先」まで連絡してください。なお、1 団体 3 名以内とします。

14 質問の受付と回答等

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、質問票(別紙 4)にて平成 30 年 5 月 31 日 (木) 午後 5 時まで、電子メールにより「29 問合せ先」まで質問してください。来訪及び電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問者及び説明会に参加した団体には電子メールで回答します。併せて市公式ウェブサイトで公表します。

15 指定管理者の選定にかかる部会の設置

名古屋市指定管理者選定委員会条例第 1 条及び第 8 条第 1 項の規定により、名古屋市立第二斎場部会 (以下「部会」という。)を設置し、選定基準等の検討を行うとともに、選定基準等に基づいて申請書類の審査等を行い、指定管理者の候補者及び次点候補者となる団体を選定します。

16 部会の構成

| 委員名 | 役職等 |
|--------|--------------------|
| 小野田 誓 | 公認会計士 |
| 加藤 孝規 | 愛知県弁護士会 弁護士 |
| 井上 治子 | 名古屋文理大学基礎教育センター 教授 |
| 久野 三雄 | 港区南陽学区川原町内会長 |
| 中筋 由紀子 | 愛知教育大学教育ガバナンス講座 教授 |

※ 委員と利害関係のある団体が申請団体となった場合は、当該委員を選定委員会から除きます。

17 選定の基準

(1) 指定管理者の選定は、事業計画書その他申請書類の内容により、プレゼンテーションを行い、評価基準（別紙 5）に基づき、総合的な判断により行います。

なお、本市の定める最低基準点を満たさない団体は、指定管理者の候補者として選定されません。

(2) 採点方法、順位の決定方法

ア 評価基準の各項目について、各委員が 5 段階で評価し、次表により評価点に置き換え、その評価点に評価表に基づき加重（× 1 から × 4）した評点を団体ごとに合計し、委員ごとに団体の順位を出し、団体に順位点を付けます。

| | | | | | |
|-----|-------|---------|--------|---------|-------|
| 評 価 | 優れている | やや優れている | 標準的である | やや劣っている | 劣っている |
| 評価点 | 5 点 | 4 点 | 3 点 | 2 点 | 1 点 |

イ 団体ごとに各委員の順位点を集計し、その順位点の合計が最も高い団体を候補者とします。

ウ 順位点の最も高い団体が複数あった場合は、各委員の評点の計を合計し、それが最も高い団体を候補者とします。

エ 評点の計の合計点も同じ場合には、部会で協議の上、会長の裁定により候補者を決定します。

オ 上記ア～エに準じ次点候補者を決定します。

カ 委員の評点の計の合計点が満点の 5 割に満たない場合は、最低基準を満たしていない団体として選定しないこととします。

18 指定の手続き

部会での審議の結果に基づき、指定管理者となる候補者の選定を行います。選定された候補者は、本市との協議が整った後、市会での議決を経て、指定管理者として正式に指定されます。ただし、選定した団体が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合、その他選定した団体が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合、または、市会で否決された場合は、原則として、市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。

19 選定結果の公表

選定結果は、申請書類を提出した申請団体に対して速やかに郵送にて通知します。

なお、選定結果については、指定管理者の候補者を選定した後に、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。公表する内容は、①部会の開催日時、②部会の委員、③候補者及び次点候補者として選定された団体、④申請団体、⑤部会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情

報部分を除く)、⑥候補者の提案の概要、⑦各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。

これらの内容について、申請団体は公表を承諾するものとします。

20 協定に関する事項

指定管理者は、次の事項について、市と協議の上で協定を締結してください。協定には、全指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」と年度ごとに締結する「年度協定書」があります。

(1) 基本協定書

- ア 指定期間に関する事項
- イ 使用の許可等に関する事項
- ウ 使用料に関する事項
- エ 管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- オ 市が支払うべき経費に関する事項
- カ 個人情報の保護のために講ずる措置の内容
- キ 情報公開に関する事項
- ク 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- ケ 施設の利用者等の苦情解決の措置の概要
- コ 災害・事故等緊急時の対応に関する事項
- サ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- シ 事業計画書に関する事項
- ス 事業報告書に関する事項
- セ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容
- イ 当該年度の指定管理料
- ウ 指定管理料の支払方法
- エ 当該年度の休場日

21 指定の取り消し等

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければなりません。

- (1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- (2) 指定管理者が、会葬者や葬儀業者等から、金品を受領したとき
- (3) 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行す

る見込みがないと市が判断したとき

- (4) 指定管理者が事業の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- (5) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (7) 当該施設を公の施設として廃止するとき
- (8) その他市が当該指定管理者が管理を継続することが適当でないとするとき

22 団体における変更等への対応

指定管理者の団体固有の事由に基づく変更等への対応は以下のとおりとします。

- (1) 団体の名称変更
団体の名称が変更される場合は、その旨を告示します。
- (2) 団体の法人格変更（法人格変更は、法人格取得も含む。以下同じ。）
団体の法人格が変更される場合は、原則として名古屋市議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

23 暴力団の施設利用における措置

暴力団の排除措置を講ずるため、暴力団の利益となる活動と認められる施設利用の排除を徹底するため、以下の事項に留意するものとします。

- (1) 愛知県警察本部長との合意書
市では、公の施設における暴力団の利益活動の排除に向け、「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 30 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）において、愛知県警察本部の協力を得て対処することとしています。
- (2) 事務処理マニュアル
上記の合意書に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとし、具体的には、暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、市の施設所管課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会を行います。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行っていただきます。

24 申請にあたっての留意事項

- (1) 選定委員及び市職員並びに本件関係者に対し、本件申請についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- (2) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (3) 1団体につき提案（申請）は1つとし、複数の提案はできません。
- (4) 原則として申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
- (5) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
- (6) 申請後に辞退する場合は、書面にてお申し出ください。
- (7) 申請の際に要する費用は、申請団体の負担とします。また、指定管理者として指定された後、指定期間の開始日までに指定の取消となった場合においても、準備のために要した費用等について、市は補償しないものとします。
- (8) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。また、提出された書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部または一部を公表します。選定された団体の申請書類については、名古屋市個人情報保護条例第2条第1号に定める個人情報を除きすべて公開します。
- (9) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (10) 協定の締結までに申請資格を喪失した場合は、市は協定を締結しません。
- (11) 指定管理業務の開始（平成31年4月1日）前までに、市が求める研修、引継ぎを受けてください。

25 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者の管理運営状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、次期選定に活用します。

26 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとってください。

27 次期指定管理者への業務の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、

必要な協力を行ってください。

- (3) 次期指定管理者への引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

28 その他

指定管理期間中に、施設が実施する業務に関する社会情勢の変化などが生じるなど、協定書に記載された事項に変更すべき事由が生じた場合は、市と指定管理者の協議により、協定を変更できるものとします。

また、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議を行うものとします。

29 問合せ先

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課衛生指導係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話番号 052-972-2654

ファックス番号 052-972-4194

電子メールアドレス shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

別紙 1

名古屋市立第二斎場の管理運營業務にかかる責任分担の基本的な考え方

| 項目 | 内容 | 危険負担 | |
|-----------|----------------------------------|------|-------|
| | | 市 | 指定管理者 |
| 法令等の変更 | 直接管理運営に係るもの | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |
| 事業の中止・延期 | 市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |
| 許認可遅延 | 事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの） | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |
| セキュリティ | 施設の管理・警備の不備に関するもの | | ○ |
| | 情報の管理及び保護に関するもの | | ○ |
| 需要の変動 | 当初の需要見込みと異なる場合 | | ○ |
| 運営費の上昇 | 急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |
| 施設・設備の損傷 | 市の責めに帰すべき事由による場合 | ○ | |
| | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| 施設利用者への損害 | 市の責めに帰すべき事由による場合 | ○ | |
| | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| 周辺住民等への損害 | 市の責めに帰すべき事由による場合 | ○ | |
| | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| 不可抗力への対応 | 自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合 | 協議事項 | |
| 債務不履行 | 市に協定内容の不履行がある場合 | ○ | |
| | 指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合 | | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定期間の満了に伴う原状回復費用 | | ○ |
| 業務引継ぎの費用 | 業務の引継ぎにかかる費用 | | ○ |

別紙2

名古屋市立第二斎場指定管理者申請書類一覧

1 指定申請書

| 書類番号 | 書類名 | 様式等 |
|------|-------|---|
| 1-1 | 指定申請書 | [名古屋市立第二斎場条例施行細則別記様式] 印鑑は、2-6「印鑑証明書」と対応するもの。 |

2 申請団体に係る書類

| | | |
|-----|-----------|--|
| 2-1 | 誓約書 | [様式 2-1] 印鑑は、2-6「印鑑証明書」と対応するもの。グループ申請の場合は構成員全て連名の上宣誓してください。 |
| 2-2 | 団体の概要 | [様式 2-2] |
| 2-3 | 協定書兼委任状 | [様式 2-3] グループを結成して応募する場合のみ、この様式を提出してください。 |
| 2-4 | 定款又は寄付行為 | 最新のもの。非法人で未作成の場合は、これらに類するもの（団体の規約等） |
| 2-5 | 登記事項全部証明書 | 申請日前3か月以内に発行されたもの。非法人の場合は不要 |
| 2-6 | 印鑑証明書 | 申請日前3か月以内に発行されたもの。非法人の場合は、代表者の印鑑証明書 |
| 2-7 | 事業報告書等 | 指定管理者の指定を受けようとするものの従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況等がわかる以下のもの ①過去2年間の事業報告書 ②過去3年間の法人税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がない旨の証明でも可）、貸借対照表、損益計算書（法人以外の団体にあつては、申請書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年間の収支決算書） |
| 2-8 | その他団体の概要 | その他団体の概要がわかるもの（会社概要等） |

注：書類番号 2-2、2-4～2-8 については、グループ申請の場合は構成員各々すべて提出すること。

3 事業実績に係る書類

| | | |
|-----|----------------|--|
| 3-1 | 同種類似施設の管理運営実績等 | [様式 3] 同種類似施設の管理運営実績、施設の管理運営に資する能力・ノウハウ等について記載すること。 |
|-----|----------------|--|

4 事業計画に係る書類

| | | |
|-----|------------------|---|
| 4-1 | 施設運営の基本方針 | [様式 4-1] 運営方針等、事業運営についての基本的な考え方等を記載すること。 |
| 4-2 | 職員配置及び人材の確保・育成計画 | [様式 4-2] 職員配置及び人材確保の考え方、人員育成等について記載すること。 |
| 4-3 | サービスの向上に関する計画 | [様式 4-3] サービスの向上に向けての考え方や取り組み等を記載すること。 |
| 4-4 | 施設管理の実施計画 | [様式 4-4] 施設の保守、会計管理、情報管理、苦情対応について記載すること。 |
| 4-5 | 公害防止保証値の遵守計画 | [様式 4-5] 炉の運転や保守、副葬品に係る注意事項の周知徹底に関する計画等について記載すること。 |
| 4-6 | 安全管理の実施計画 | [様式 4-6] 防災のための訓練や教育、災害・事故時の対策や体制について記載すること。 |
| 4-7 | 施設の平等利用に関する計画 | [様式 4-7] 施設の平等利用の確保の考え方について記載すること。 |

5 収支計画に係る書類

| | | |
|-----|------------|----------|
| 5-1 | 収支計画（5年間計） | [様式 5-1] |
| 5-2 | 収支計画（年度別） | [様式 5-2] |

6 社会貢献活動に係る書類

| | | |
|-----|---------------|---|
| 6-1 | 社会貢献活動の取り組み状況 | [様式 6] 障害者、高齢者等の就業促進策などの社会貢献活動の取り組み状況又は今後取り組みようとしている内容について記載すること |
|-----|---------------|---|

7 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料

| | | |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 7-1 | 代表者等名簿 | [様式 7] 団体の代表者及び施設の管理責任者について記載すること。 |
|-----|--------|---------------------------------------|

名古屋市立第二斎場指定管理者募集にかかる

公募説明会参加申込書

平成 年 月 日

フリガナ
団体名

所在地

所属・職名

フリガナ
担当者氏名

電話番号

ファックス

メールアドレス

次のとおり公募説明会への参加を申し込みます。

| | |
|-------|--|
| 参加者氏名 | |
| | |
| | |

【申込期限】 公募説明会：平成30年5月25日（金）午後2時まで

【提出方法】 電子メールによること

名古屋市立第二斎場指定管理者申請にかかる質問票

平成 年 月 日

団体名
担当者氏名
電話番号
ファックス
メールアドレス

指定管理者の申請について、次のとおり質問事項を提出します。

| 項目 | (書類名称・ページ・項目など) |
|----|-----------------|
| 内容 | |

【受付期間】 平成30年5月28日（月）から5月31日（木）午後5時まで

【提出方法】 電子メールによること

- ※ 電子メールに添付して送付される場合には、開封確認等で着信を確認してください。
- ※ 質問に対する回答は、原則として公募説明会に参加したすべての団体に電子メールにより行い、併せて市公式ウェブサイトで公表します。

別紙 5

名古屋市立第二斎場指定管理者の選定にかかる評価基準

| 大項目 (選定基準) | 小項目 | 評価の視点 |
|--|--|--|
| 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること (10点) | 将来にわたる安定した運営基盤を有すること (5点) | <ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか ・安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか |
| | 管理運営の実績等及び能力があること (5点) | <ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の管理運営の豊富な実績があるか ・管理運営するための能力・ノウハウがあるか |
| 施設の設置目的を最も効果的に達成すること (85点) | 施設の設置趣旨を理解し、明確な運営方針を持っていること (15点) | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格、機能及び役割を理解した方針か ・方針は市民の利用しやすさ等、利用者側の視点を持っているか ・利用者への接遇方針は適切なものか ・施設の周知について、効果的な方策が示されているか |
| | 人員の配置が適切であること (10点) | <ul style="list-style-type: none"> ・配置基準を満たしているか、また火葬炉の運転を含め、十分な知識・経験を有する人材を必要数配置しているか ・火葬スケジュールに対する人員配置は適切か ・安定的な人材の確保の具体的な見通しがあるか ・業務の理解や倫理に関する研修等、職務に必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか |
| | サービス向上のための提案がされていること (15点) | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを運営に反映させるための方策が具体的に示されているか ・会葬者の受付や誘導、接遇等会葬者の心情に配慮した、わかりやすく適切な提案となっているか ・喫茶・売店事業について効果的な提案となっているか |
| | 施設機能を十分に発揮する方策がとられていること (15点) | <ul style="list-style-type: none"> ・施設保守管理のための効果的な方策がとられているか ・会計管理のための効果的な方策がとられているか ・情報管理のための効果的な方策がとられているか ・苦情処理のための効果的な方策がとられているか |
| | 公害防止保証値を確実に遵守する提案がされていること (20点) | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の炉の運転や保守について、公害防止保証値を遵守できる提案となっているか ・炉の運転技術の向上について、適切な提案となっているか ・副葬品に係る注意事項について、葬儀業者等へ効果的に周知徹底する提案となっているか ・葬儀業者との連絡体制について、適切な提案となっているか |
| | 安全管理等に関すること (10点) | <ul style="list-style-type: none"> ・消防・防災関連の教育・訓練について適切に提案されているか ・適切な安全管理体制がとられているか ・災害・事故等に対する体制や対策は、緊急時に十分対応できる内容となっているか ・適切な防犯体制がとられているか |
| | 市民の平等利用が確保されること (5点) | <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく、市民の利用を拒んだり、その利用について差別的取扱いをしたりしないか |
| 管理経費の縮減が図られること (5点) | <ul style="list-style-type: none"> ・経費縮減策は具体的で適切に示されているか ・経費の積算は適切になされているか | |
| 指定管理者としての総合的な評価 (5点) | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者や高齢者、ひとり親家庭等の就業促進及び子育て支援や環境保護活動などの社会貢献活動に現在取り組んでいる、又は今後取り組もうとしているか ・提案全体としてのバランスがとれているか ・事業提案は運営方針に基づいた一貫性のあるものとなっているか ・事業提案は斎場としての特性を十分反映しているか | |
| 合計 (110点) | | |

平成 29 年度の実績に基づく参考額（概算）

（単位：千円）

| 区 分 | 金 額 |
|--------------------------|---------|
| 人件費 | 160,254 |
| 需用費（水道費等） | 7,618 |
| 事務費（通信費、印刷品、消耗品等） | 6,417 |
| 火葬炉運転経費（集じん灰処理、測定器校正ガス等） | 7,660 |
| 管理費（各種設備保守、警備、清掃等） | 47,268 |
| 保険料 | 2,495 |
| 本社・事業所経費 | 9,357 |
| その他経費 | 25,845 |
| 管理運営経費計 | 266,914 |

※金額の表示は税等込み（人件費は除く）

※火葬炉の運転に伴うガス使用費は含まれていない。